

バッファゾーンの設置による獣害対策の例

●京都府綾部市の例

1) 事業内容

(1) 山林整備

人と野生生物とを隔てる緩衝地帯(バッファゾーン)として里山を带状に整備。

①里山の不要木伐採、やぶ払い

荒廃した里山について、農地等との境界沿いに約50メートルの幅で、不要木の伐採ややぶ払い等を実施。

②奥山への広葉樹植栽(実のなる木)

(2) バッファゾーンの維持管理

(1)で整備した带状のバッファゾーンに、地域の畜産農家との連携やレンタカウ制度等の活用により家畜を放牧し、植生管理及び野生動物の侵入防止を図る。

①家畜放牧施設(電気牧柵)の整備

②和牛等の放牧

2) 対象地域(以下の全ての条件を満たすこと。)

- ①過去にツキノワグマの被害又は出没があった地域であること。
- ②整備対象山林は「水土保持林」に区分された森林であること。
- ③里山の不要木の伐採・やぶ払い及び家畜放牧施設の整備は、1地区につき延長2km以上、面積10ha以上とすること。
- ④放牧はおおむね5箇年(実施時期4月～11月)以上実施すること。

3) 事業実施期間

整備：平成17年度 放牧：5ヶ年間で予定

4) 標準事業費

1地区 4,500千円

野生生物とのバッファゾーン創生モデル
事業実施区域(綾部市鍛冶屋町)



(写真・出典) 里山ねっと・あやべHP

<http://www.satoyama.gr.jp>

●滋賀県木之本町の例

県農業試験場と地元集落の協力による、山際を放牧地にし野生動物が山から里へ侵入しにくくする実験的取り組み。

■取組概要

- ・平成13年度当時、木之本町小山集落と山との間にある5haの水田の大半が、イノシシやサル等の獣害のために耕作放棄。
- ・農業試験場の提案より、放牧柵を設置し放牧を開始。
- ・牛の場合1haあたり2頭。1頭だけの放牧では牛が怯えてしまうため、必ず2頭以上を放牧。
- ・放牧期間は5～10月の5ヶ月。期間中は毎日農耕飼料を少量給与。それ以外は放牧地内の牧草だけを採食。

■効果

- ・獣害が著しく減少。アンケートの結果、集落住民の97%から「獣害が減った」との回答。
- ・イノシシ被害により栽培面積が減少していた特産のジネンジョの栽培復活のきっかけに。
- ・牛の健康状態に異常はなく、低コストで家畜(肉用牛)育成が実現。
- ・放牧に関するコストは放牧柵のみ。多大な労力も不要。

出典：近畿農政局ホームページ